

トイレ洗浄殺菌装置賃貸借契約仕様書

契 約 名：トイレ洗浄殺菌装置賃貸借契約

契約内容：大分県庁舎本館 1 階、2 階男子トイレ及び県庁舎新館 1 階男子トイレへの洗浄殺菌装置の設置及び保守点検、交換業務

台数：10 台

設置場所：大分県庁舎本館 1 階、2 階男子トイレ及び県庁舎新館 1 階男子トイレ

業務期限：令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日

1 業務の目的

トイレの小便器の殺菌、洗浄、脱臭、排水管のスケールによる詰まりの予防とともに芳香によるトイレ環境を良好な状態に保ち施設の維持、管理に供することを目的とする。

2 業務項目

- (1) 洗浄殺菌装置の設置業務
- (2) 洗浄殺菌装置及び薬剤等の点検、保守業務
- (3) 薬剤等の交換業務
- (4) 薬剤等の濃度測定、記録、分析業務
- (5) 排水状況の点検及びスケール付着状況確認業務

3 業務仕様

一般項目

- (1) 洗浄殺菌装置は借用とする。
- (2) 洗浄殺菌装置は衛生器具用給水装置のフラッシュバルブから下の排水管に分岐させて器具と設置する。
- (3) 洗浄殺菌装置の使用における破損及び故障に対する処置は、原則として受注者の負担とする。なお、その他については、発注者及び受注者の協議のうえ決定するものとする。
- (4) 洗浄殺菌装置は強固な構造を有し、使用される薬剤及び芳香剤については、毒物及び劇物取締法及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の安全性基準に適合していること。なお、芳香剤は国際香料協会の技術諮問委員会の安全基準に適合していること。

4 性能、品質

- (1) 洗浄殺菌装置は、衛生器具に対し必要十分な薬剤の供給が可能な容量を確保しており、衛生陶器内部全面に対し行渡る洗浄効果を有すること。
- (2) 洗浄水に対し洗浄殺菌装置は薬剤量及び薬剤濃度の安定した供給能力があること。
- (3) 薬剤は、水質、水温等の変化及び使用回数に対応した品質、性能を有すること。
- (4) 薬剤は、大腸菌、黄色ブドウ球菌等の菌に対し殺菌効力の持続性があること。
- (5) 衛生器具のトラップにおいて洗浄水の薬剤濃度は、大腸菌、黄色ブドウ球菌等の菌に対し発育阻止もしくは死滅に必要な数値を有すること。
- (6) 洗浄殺菌装置は、芳香の機能も有すること。

5 保守点検

- (1) 洗浄殺菌装置及び衛生器具の機能点検周期は、**年6回以上**とする。
- (2) **薬剤及び芳香剤等の点検交換は年6回以上とする。**
- (3) 薬剤の衛生陶器のトラップにおける濃度測定及び便器表面における洗浄測定の回数は、試薬等を使用し年1回とする。
- (4) 薬剤の残量確認回数及び時期は、年1回とする。
- (5) 排水状況の点検は**年6回以上**とする。
- (6) 保守点検及び各測定作業は専門技術者の立会の下行うこととする。
- (7) 洗浄殺菌装置の故障等、緊急事態が発生した場合には、直ちに専門技術者を派遣し必要な処置を行うこと。
- (8) 保守点検中に発見した排水異常については、施設管理者と協議し、必要であれば適正な洗浄水量及び洗浄間隔について調整を行うこと。

6 その他

- (1) 保守点検、交換業務の実施に当たっては、施設管理者と十分な打合せを行い、業務責任者を事前に施設管理者に報告すること。
- (2) 業務の実施にあたり執務の妨げとならないよう、施設管理者と協議し承諾を得ること。
- (3) 業務を適正かつ円滑に実施するため、施設管理者と常に十分な連絡を保ち、必要に応じ施設管理担当者の立会い、確認を得ること。
- (4) 業務終了後は確認書を作成し、施設管理者に提出すること。
- (5) 業務遂行に関し疑義が生じた場合には、施設管理者と協議し指示を受けること。
- (6) 通常の使用において排水状況等の不備が発生した場合は、専門技術者を派遣し必要な対応を行うこと。